新	IB
DMM 株ポイント利用規約	DMM 株ポイント利用規約
(第1条 省略)	(第1条 省略)
(定義)	(定義)
第2条 (第1項(1) 省略)	第2条 (第1項(1) 省略)
(2) 「本ポイント利用者」とは、本取引サービスに取引アカウントを	(2) 「本ポイント利用者」とは、本取引サービスに取引 <u>口座</u> を有し、
有し、本規約を承認する者をいいます。	本規約を承認する者をいいます。
(第3条 省略)	(第3条 省略)
(本ポイントの使用)	(本ポイントの使用)
第4条 (第1項~第3項 省略)	第4条 (第1項~第3項 省略)
4 第1項第1号で本ポイントを使用した場合、本取引サービスの取引	4 第1項第1号で本ポイントを使用した場合、本取引サービスの取引口
アカウント へ入金処理するものとします。	<u>座</u> へ入金処理するものとします。
(以下、省略)	(以下、省略)
令和6年8月24日 改訂	